

# 主月税連

水野新執行部発足！

「変化に挑戦、未来に繋ぐ」

- 163
- 164
- 165
- 166
- 167
- 168
- 169
- 170
- 171
- 172
- 173
- Oct.15.2016 No. **174**
- 175
- 176
- 177

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401  
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

# Content

## 会長就任挨拶

P.3~4

変化に挑戦、未来に繋ぐ

会長 水野 誠

## 部長・委員長就任挨拶

P.5~10

8 部長・11委員長の挨拶・抱負

## 各単位青税代表紹介

P.11~13

9 代表から地域での活動と抱負

## 第49回定時総会（京都大会）

P.13~23

定時総会報告 総務部長 前田 信哉

京都大会フォーラム 広報部長 泉 昌宏

京都大会総括報告 京都大会  
実行委員長 和田 泰裕

### <全国青年税理士連盟執行部>

会 長	水野 誠(名古屋)
各 部	部 長
総務部	前田 信哉(神奈川)
経理部	高橋千亜紀(東京)
研究部	市川 公一(岐阜)
組織部	三谷 智(近畿)
厚生部	松田 匡司(千葉)
法対部	妹尾 明宏(名古屋)
国際部	土屋 広高(個人・愛知)
広報部	泉 昌宏(埼玉)

### <委員会>

日税連担当委員会	福島 重典(近畿)
全国大会実行委員会	濱田 和希(個人・愛知)
会長等推薦審議委員会	青木 久直(東京)
50周年記念事業実行委員会	坂井 昭彦(近畿)
三青会担当委員会	石倉 園子(東京)
秋季シンポジウム実行委員会	大沢 優子(神奈川)
ホームページ運営委員会	高井 正樹(岐阜)
税理士制度対策委員会	高橋 紀充(東京)
税制対策委員会	田中 慎(近畿)
納税環境整備委員会	石澤 健太(神奈川)
税理士業務研究委員会	芳賀 保則(東京)



## 会長就任挨拶

### 変化に挑戦、未来に繋ぐ

会長 水野 誠 (名古屋)

みなさん、こんにちは。京都大会におきまして、会長に就任いたしました名古屋青税の水野誠です。

全国青税では、平成22年度に総務部長、23年度に国際部長、25年度に法対策部長を経験させていただきました。特に、法対策部長の年の12月には、26年税理士法改正の確認書が締結されましたので、その対応とともに、青税の存在意義を最も考えた一年でした。当時の対応が間違っていなかったか、今でも自問することは多いです。このような経験、反省を踏まえて、全力で会長職に邁進したいと思います。

まず、去る4月14日に起きた熊本地震において、被災されたみなさまに心からのお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念したいと思います。幸いにも、熊本青税のみなさまには、被害が無かったということで安心しております。しかし、このような大きな災害に対して、全国青税という税理士の団体として何ができるのかをよく考え、行動することが重要だと思います。

#### 1. あるべき税理士制度

平成26年税理士法改正については、6月24日付け官報公告において、改正税理士法第3条

第3項に定める研修の指定がなされ、すべての内容が確定しました。税理士法施行規則第1条の3第1項により、税理士試験合格者が有する「学識と同程度のものを習得することができるものを国税審議会が指定する」ことになりました。しかし、国税審議会で議論されたのは形式面のみで、内容についての議論は一切なされておりません。およそ法令通りの施行とは言い難い内容で決着してしまったばかりか、「重大な事情変更」が無ければ、見直しすらできないという、将来に禍根を残す結末となりました。この結末に至ってしまったことを、我々も真摯に受け止めなければいけません。

まず一つ目には、改正に至る日税連の意思決定についてです。振り返るに、税理士会員の意見を正しく反映していたとは言い難いものでした。二度の意見募集がされたものの、会員から要望が多かった使命の明確化などは取り上げられる気配もなく、また、当初日税連が目指した改正趣旨と全く異なる結論が見え始めた時にも、一切、会員の声に耳を傾ける気配はありませんでした。会員の意見が尊重されなければ、それは日税連の意見ではありません。日税連組織の民主的機構改革がなければ、次の改正も、きっと同じことになっ

てしまいます。引き続き、粘り強く訴えていきたいと思えます。

二つ目には、我々全国青税の活動の反省です。人的にも、資金的にも制約がある中で、その時々執行部が懸命に対応してまいりましたが、厳しく自己分析をすれば、26年改正は受け身であったとも言えます。我々が自ら、あるべき税理士制度を提案し、改正案を構築することが理想であると考えます。あるべき税理士制度を語るためには、税理士の10年後、20年後の将来像を語らなければいけません。その第一歩とすべく、税理士制度の将来像を議論し、昨年度からの引き継ぎとなっている税理士制度のグランドデザインを描きたいと思えます。

なお、税理士の将来像検討の際には、めざましい進歩を続けるクラウドサービス、フィンテックサービスなど、IT技術を利用した様々な新サービスについても検証を行います。これらは我々税理士業界において、もはや無視できるものでは無くなりつつあります。業務侵害などといった業界エゴの視点ではなく、納税者の利便性とリスクという視点で検証を行い、将来の税理士がどうあるべきかの議論に役立てたいと思えます。

## 2. あるべき租税制度

先の参議院選挙でも見られたように、政治的な関心は、わが国の経済先行きについての漠然とした不安にあり、中身はともかく、「経済政策」という言葉が大きな反響を呼んでいるように見受けられます。税制に関しても同様に、経済政策最優先で様々な政策が決定され、租税制度が持つ本来の機能である富の再分配機能が蔑ろにされているのと言わざるを得ません。世界中で格差の拡大が指摘されるなか、税務に関する専門家としては、この流れは看過できるものではありません。当連盟のこれまでの主張と変わらず、応能負担原則を軸とした租税制度のあり方について検討するとともに、税目を横断した税負担のあり方についても検討もしていきたいと思えます。

また、消費税引き上げが、事実上、延期されたことを受け(ここで、国会の議論前、かつ参議院議員選挙前に、引き上げを決定事項かのように発言をする国会軽視の政治姿勢についても許せるものではありませんが)、軽減税率、適格請求書等保存方式についても延期される見込みとなっています。これらについては、納税者に過度の負担を押し付ける制度であり、導入廃止に向けて行動していきたいと思えます。

特にインボイスについては、10月1日に開催される韓国税務士考試会のみなさまとの勉強会「両国の税理士業務の実態～インボイス制度等クライアントとの対応～」により、既にインボイス制度を導入している韓国の

実情や問題点について、直接、勉強させていただきます。この勉強会で得た生の知識をもって、我が国で予定されている適格請求書等保存方式についての理解にも役立てます。

## 3. 納税者権利憲章

税理士という租税の専門家である以上、当然に追及すべきは「納税者の権利擁護」です。国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章の制定は、長年にわたる当連盟の悲願です。今年度も引き続き、その制定に向けて行動するとともに、国税通則法の改正、そしてマイナンバー制度の運用、補佐人制度など、納税環境に大きな影響を与える制度についても検討していきたいと思えます。

特にマイナンバー制度については、現状では、事業者情報管理などで過度の負担を押し付けているのみで、唯一の利点と思われたマイナポータルは遅々として進まない状況です。これでは、行政効率のみを重視し、納税者軽視と言わざるを得ない状況ですので、その点を厳しく追及をしていきたいと思えます。

## 4. その他

今年度は、いよいよ創立50周年の大きな節目を迎えます。当連盟のこれまでの50年を振り返るとともに、組織活動、また当連盟を効果的にPRするための広報活動に力を注ぎながら、これからの50年に向けてのスタートしたいと思います。これらの活動の元となる「青税の魅力」は、会員一人一人で感じるところが異なると思えます。

その全てが重要なファクターだと思いますので、決めつけてしまうことなく、青税の魅力を再確認し、共有したいと思えます。

この他、11月12日に箱根で開催されるシンポジウムでは、各単位青税のメンバーが、それぞれ研究成果をいかんなく発揮して、皆で作り上げる一大イベントです。また、来年8月5日に予定しております名古屋大会は50周年記念大会でもあり、当連盟の理念と連帯を確認する場です。実行委員会を中心として、この二大イベントを一致団結して成功させたいと思えます。

今年度は、「変化に挑戦、未来に繋ぐ」をテーマに掲げて活動してまいります。移り変わる制度や環境の変化に対応しなければ、いかなるものも生き残ることはできません。青年税理士らしく迅速に変化に対応しながらも、中でも、税理士として、青税として、変わらない大切な根幹＝青税魂については、しっかりとバトンを繋いでいきたいと思っています。

半世紀に渡り受け継がれてきた青年らしい情熱と行動力を持って、諸課題に全力で取り組んでまいります。一年という短い任期ではありますが、執行部に対する会員のみなさまからのご支援、ご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

## 部長就任挨拶・抱負

## 総務部



部長 前田 信哉

(神奈川)

全国青税の皆さん、こんにちは。この度、総務部長を拝命した神奈川青税の前田信哉と申します。元来、O型で大雑把な性格なので、繊細で気配りが必要な総務部長の大役が務まるか、いささか心配ではありますが、皆様にご協力を頂き、一年間努めて参りたいと思います。

さて、総務部の主な仕事は理事会の運営になります。理事会は、全国の単位青税を回りながら、年間11回開催して参ります。理事会では定時総会でご承認いただきました事業計画に基づき、全国から集まった青年税理士が自由闊達な議論をして参ります。皆さんの地元で開催の際には是非とも理事会に参加・傍聴して頂きますと大変嬉しいです。また、理事会開催については、設営・懇親会等は地元の単位青税さんにご協力頂く事が多くなると思いますので、何卒ご協力をよろしくお願いします。なお、理事会の内容は、「ぜんせいだより」にて年に3回、報告させていただきますので、こちらもご一読頂ければ幸いです。

青税に入会して10年が経ち、

諸先輩方から多くの事を学ばせて頂きましたので、少しでも恩返しが出来ればと思います。一年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 経理部長



部長 高橋千亜紀

(東京)

全国青税の皆様、こんにちは。このたび水野執行部において経理部長を務めることとなりました東京青税の高橋千亜紀です。東京青税では複数の役員を経験してまいりましたが、全国青税では今回が初めての部長職ですので、とても新鮮な気持ちでございます。至らない点もあるかと思いますが、皆様の助言を仰ぎつつ、つつがなく一年間の職務を全うして参りたいと考えております。

青税のような任意団体の活動は、会員皆様の会費で支えられており、会員数の大幅増加を見込めない一方で2年前の消費税値上げによる経費増加もあり、財政状況は厳しい状況にあります。そのような状況下ではありますが、水野執行部が安心して活動に取り組めるよう、予算執行と財政状況について滞りなく情報更新し、報告してゆくこと

が私の務めだと考えております。全国青税を通して知り合えた仲間から得た情報や、理事会にて議論されることが、自分自身の税理士業務に日々活かされていることを実感しております。こういった全国青税活動の素晴らしさを東京青税の次世代へ繋ぎ、全国青税の力となるためにも、この一年間は水野会長の元、精一杯頑張る所存でございます。一年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 研究部



部長 市川 公一

(岐阜)

本年度、研究部長を務めさせていただくことになりました岐阜青年税理士連盟の市川公一と申します。一年間どうぞよろしくお願い申し上げます。全国青年税理士連盟には、5回くらい会長のお供として参加したことがあるくらいで、ほとんど初めてでございます。岐阜や全国の先輩に聞きながら、務めさせて頂きたいと思いますのでご指導よろしくお願いします。

秋季シンポジウムには、岐阜の研究発表として、2回壇上上がったことがありまして、1回目は入会して次の年、2回目

は入会して10年経過した年です。どちらも、しっかり準備して望みましたので、とても良い体験となっております。また、その時のメンバーとは準備に10回程度は集まり会議しておりますので、仲良くなることができました。

今年は神奈川、そして来年は岐阜で開催されます。岐阜青税では、来年の秋季シンポジウムに向けて、有意義なシンポジウムになるように知恵を絞っていききたいと思います。

今年の神奈川開催のシンポジウムから、来年の岐阜開催のシンポジウムへと、しっかりとバトンを受け取っていきたくて思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

## 組 織 部



部長 三 谷 智

(近畿)

今年度、組織部長を拝命いたしました、近畿青税の三谷智です。全青税では、初の部長となります。

ここ数年、組織部では、これまでの情報等を基に積極的に未入会単位会への接触、個人会員の増加に向けた活動が行われました。当年もその活動を引き継ぎ、是非とも全青税50周年を迎える当年に、その成果を出せるように活動を進めて行きたい

と思っております。

また、各単位青税の会員増強・組織力の強化も怠ってはなりません。全青組織部では、毎年、組織会議を行っています。そこでは、各単位会に組織活動について発表して頂き、有用なものは他の単位会でも活用できるように、そのノウハウの共有に努めています。本年度も各単位青税組織力アップの一助となる、この会議を各単位会の新合格者祝賀会までに開催をしたいと考えています。

最後に未入会青税や個人会員についての情報収集は、会員皆様だけが頼りです。どの様な情報でも構いませんので、是非とも情報をお寄せ頂きたいと思ひます。どうぞ一年間よろしくお願ひをいたします。

## 厚 生 部



部長 松 田 匡 司

(千葉)

このたび、第49回定時総会において、厚生部長を拝命いたしました千葉青税の松田匡司です。厚生部長の大役を引き受けさせていただき、身の引き締まる思いでございます。

厚生部の役割は、毎月開催される全青理事会後の懇親会を単位青税のご協力を仰いで明るく楽しく盛り上げること、来年8月に開催される第50回定時総

会「名古屋大会」の懇親会を名古屋青税のご協力を仰いで安全に終わらせることです。

見ての通りの風貌ですが、ご意見、ご要望などございましたら、怖がらないで、お気軽にお声かけください。

長いようで短い1年間ではありますが、会員の皆さまのご理解とご協力を仰ぎながら、懇親会を通じて親睦の輪を広げて明るく楽しく盛り上げていきたいと思ひます。

明るく輝いているのは、厚生部長の頭だけではないか、と言われることのないように精一杯頑張っていきます。

一年間どうぞよろしくお願ひいたします。

## 法 対 策 部



部長 妹 尾 明 宏

(名古屋)

皆さんこんにちは。法対策部長を務めさせていただきます名古屋青税の妹尾明宏です。乙女座O型です。

同じ名古屋の水野会長からヨロシクと言われてお引き受けした初めての全国青税の執行部、その初めてが全国青税の「心臓」である法対策部長ということで、改めて身を引き締めて、元気に1年間走り回りたいと気持ちを昂らせています。

今年度の法対策部は、①税理

士制度対策委員会、②税制対策委員会、③納税環境整備委員会、④税理士業務研究委員会の4つの委員会を設けています。①前年度から引続き税理士制度グラントデザインの構築と平成26年度税理士法改正の検証、②あるべき租税制度の確立に向けて今年度は特に消費税軽減税率、適格請求書等保存方式の議論、より伝わりやすい税制改正要望書の作成、③納税者権利憲章制定に向けた議論とマイナンバー制度の研究、④は新設ですが、日々発展するITサービス等について納税者目線での研究・議論を通して将来を見据えた税理士の業務のあり方を検討していきます。

内容が盛り沢山ですが、法対策部員と共に侃侃諤諤と意見を戦わせて熱く温かく進めてまいりたいと考えています。1年間よろしくお願いいたします。

## 国際部



部長 土屋 広高

(個人・愛知)

本年度、国際部長を拝命しました個人会員(愛知)の土屋広高です。一年間どうぞよろしくお願いいたします。

国際部では、韓国税務士試験会の皆様との交流を通じ、我が国の税制や周辺制度に関する差異に関して他国間比較を行う勉

強会を毎年開催して参りました。本年も(この広報誌が届く頃には無事終了しているであろう)勉強会を試験会の皆様と開催いたします。本年は、消費税のインボイス制度に関しての勉強会で、韓国では長らく利用されているこの制度を我々が学ばせてもらうという形になるかと思えます。

国際部の事業については、先輩がたからお話を伺う機会も多く、また直接的・間接的にこれまで色々と関わらせていただきました。しかし、いざ部長になると、当たり前ながら見え方が変わってくことに緊張しつつ、これまでの部長の行動力に尊敬の念を抱かざるを得ません。

部に昇格する前からの歴史の重みを感じつつ、今後もこのような活動が継続できるように、会員の皆様に少しでも還元できるように活動に努めて参りたいと思いますので、一年間ご支援くださいます様よろしくお願いいたします。

## 広報部



部長 泉 昌宏

(埼玉)

この度、広報部長を仰せつかりました埼玉青税の泉昌宏です。5年前に一度拝命しており、今回が2回目の登板となります。

少しでも水野会長のお役に立てればという思いで就任することを決めました。

広報部の具体的な業務は、会報誌の発行とホームページのメンテナンスです。会報誌は年3回の発行を予定していますが、皆様に理解していただけるような分かりやすい書面作成を心がけていきたいと考えております。ホームページについては、岐阜の高井委員長に担当いただき、ブログの更新を含めて頑張らせていただくことになっております。皆様には、こまめにホームページやブログをチェックしてもらえとうれしい限りです。

広報なので、皆様に原稿依頼をさせていただくことが多々ございますが、その際は快く引き受けて頂きたいと思っております。ご協力よろしくお願いいたします。

一年間どうぞよろしくお願いいたします。



## 委員長就任挨拶・抱負

### 日税連担当委員会

委員長 福島重典  
(近畿)

今年度の全国青税は、「次なる税理士法改正を見据えた行動」「あるべき租税制度の改善に向けた行動」「納税者権利憲章の制定を目指した行動」を事業計画の主な項目として掲げており、これらの実現を目指して活動することになります。

日税連では、税理士法改正に関して、制度部にて次期税理士法改正へ向けた論点を整理し、平成29年度中に報告書を取りまとめる予定とされております。また、税制改正に関しては、例年、6月に次年度の「税制改正に関する建議書」を機関決定し、翌7月に関係省庁等へ提出しております。

私たちの意見が少しでも反映されるよう、日税連の動向を注視しながら適宜意見書等を提出するとともに、今年度も日税連執行部との懇談会を開催して、直接、意見を表明する場を設けていきたいと考えております。

会長を退任したばかりで、かなり気の抜けた委員長ではありますが、一年間よろしく願いします。

### 全国大会実行委員会

委員長 濱田和希  
(個人・愛知)

皆さん、こんにちは！

今年度全国大会実行委員長を拝命しました濱田です。今年度の全国大会は、平成29年8月5日(土)に名古屋で開催されます。第50回という節目の定時総会であり、創立から半世紀を迎えた全青税の思い出などを語りながら旧交を温められるような場を提供したいと思っています。

定時総会は皆さんの参加があってこそその行事です。皆さんお誘いあわせの上、奮ってご参加ください。

来年名古屋でお会いしましょう！

なんどでもいりゃーせ、名古屋！！

### 会長等推薦審議委員会

委員長 青木久直  
(東京)

このたび会長等推薦審議委員長を仰せつかりました東京青税の青木です。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

当委員会は全国青年税理士連名役員選任規則第2条に基づき設置され、4代前の全国青税の会長が務めることが慣例となっております。そして、各単位青税から選出された委員の皆様と協議を重ね、次年度の会長候補者の選任をしてまいります。

私は税理士試験合格と共に青税に入会致しました。青税からは多くのことを学び、また多くの仲間・友人にも恵まれました。青税での経験は、大変貴重なもので、本当に感謝しております。

平成26年税理士法改正は我々青税が満足出来るような内容ではありませんでした。更なる税理士法の改正へ向けて全国青税の英知を集結し、輝く未来へ向けた準備を進めたいと思います。青税の将来を託すことが出来るリーダーの選任のため、この1年間を掛けて取り組んで参りますので、どうぞご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

### 50周年記念事業実行委員会

委員長 坂井昭彦  
(近畿)

青税50年の歴史を学ぼう！  
青税50年の未来を語ろう！

皆さんこんにちは、50周年記念事業実行委員長を拝命しました坂井昭彦です。もうそろそろ卒業だなあと、アフター青税の計画など立てつつあったところに何の因果か水野執行部でお役目をいただき、老体に鞭打って馳せ参じることになりました。具体的には年度内に周年記念誌を発行し、来年の名古屋大会の際に記念式典を開催することになっておりますが、密かな野望としましてはそれだけではなく、本年度の理事会はみな「50周年記念理事会」に、秋季シンポジウムも「50周年記念秋季シンポジウム」にと、本年度に実施す



る事業にはみな頭に周年事業の冠をつけたいと考えております。

周年事業は単に活動の節目を祝うというだけのものではなく、過去の歴史を学び、その歴史を紡いで来られた諸先輩方の想いと英知に触れ、その想いと英知をここから先の未来を担う後輩達に受け渡して行くための重要な事業だと考えておりますので、しっかりとその任を果たすことが出来るよう尽力したいと考えております。一年間、どうぞよろしくお願い致します。

m( \_ ) m

### 三青会担当委員会

委員長 石倉園子  
(東京)

皆さま、こんにちは。このたび、三青会担当委員長を仰せつかりました東京青税の石倉園子です。

全国青税へは昨年度に理事デビューしたばかり、ようやく1年が経ちました。経験も浅く心もとない私ではありますが、微力ながら精一杯務めさせていただきます。

全国三青会は、青年法律家協会弁護士学者合同部会(青法協)及び全国青年司法書士協議会(全青司)、そして全国青年税理士連盟の3つの組織で構成されています。年4回の会合で各組織の活動状況を確認し、意見交換をし、親睦友好を深めて参りました。今年度は同様の活動に加え、水野会長の掲げるテーマと課題に沿って全国三青会で連携して対応できるものがあれば、是非対応していきたいと思っております。

これから1年間どうぞよろしくお願いいたします。

### 秋季シンポジウム実行委員会

委員長 大沢優子  
(神奈川)

皆様こんにちは、秋季シンポジウム実行委員長の大沢です。いよいよ今年の秋季シンポジウムが11月12日、箱根の地で開催されます！この日のために研究を重ねていらした各单位青税の会員の皆様、本当にお疲れ様でした。また、今頃は発表の準備に余念がないことと思います。当日会場にいらっしゃる皆様は、各单位青税の研究成果である原稿をじっくりご覧いただくとともに、当日の発表も楽しみにご覧になってください。青税ならではのきっぱりとした主張に満ちた発表になるものと思います。

そして、同時に秋の箱根の地を目いっぱいお楽しみください。当日は、きっと紅葉も見ごろになって皆様を迎えてくれると思います。皆様のお越しを、神奈川県青税一同、心よりお待ち申し上げます。11月12日、湯本富士屋ホテルでお会いしましょう！

### ホームページ運営委員会

委員長 高井正樹  
(岐阜)

このたび、ホームページ運営委員長を務めさせていただくことになりました岐阜青税の高井正樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

全国大会や秋季シンポジウム

などに参加することができなかった会員が、ホームページを通じて疑似体験でき、「何だか楽しそう、次は参加したい」と思うことができるような内容にすることを最大の目的として活動していきたいと考えております。

水野会長より「对外広報なので失礼のないようにお願いします」と、どういうわけか釘を刺されております。各種イベント等で調子に乗って失礼な言動があると思われているのかわかりませんが、ここはホームページ運営委員長として記録に残る部分だけは失礼のないように努力いたします。

一年間楽しいホームページにしたいと思っておりますので、広報部より原稿依頼等がございましたら、楽しい文章・写真のご提供をお願いいたします。

### 税理士制度対策委員会

委員長 高橋紀充  
(東京)

前年度の福島執行部に引き続き、税理士制度対策委員長を務めます東京の高橋紀充と申します。

福島執行部では、改正税理士法3条3項のいわゆる公認会計士へ指定研修問題につき、その制度設計案について日本税理士会連合会との懇談会や政治家への陳情などを行い、情報を得るべく活動を重点的に行いました。もとより、これらの活動はそのこと自体が目的ではなく、内容をいち早く収集した上で、納税者に信頼され続ける税理士制度構築のための提言をするためでしたが、私の力不足で、そ

のとりまとめとめまで至らず反省しております。

以上のような前年度の反省(内容)を踏まえ、水野執行部では次期税理士法改正に備え、下の3点を重点に活動していきたいと考えております。

1. 10年後・20年後の税理士像について、共有をする。
2. 共有した税理士像を実現するため、税理士法改正項目を検討し意見を集約する。
3. 平成26年税理士法改正の検証を行う。  
一年間どうぞ宜しくお願い申し上げます。

## 税制対策委員会

委員長 田中 慎  
(近畿)

今年度、税制対策委員長を務めさせて頂く田中です。今回水野会長にお声かけいただき、せっかくの機会ですので喜んでお受けさせていただきました。

税制対策委員会は、各種税制に関する意見書の作成と例年作成している税制改正要望書の作成が主な活動になります。委員長として事業に取り組みはじめ、あらためて税制改正要望書提出までのスケジュールに余裕がない問題に直面しています。また、何年も加筆修正を重ねた結果、全国青税として提言する「応能負担原則を基礎とする税制」というメッセージが伝わりにくくなっていることにも問題を感じており、要望書の内容や作成過程を今後どのようにしていくのが良いのか話し合う機会をとりたいたとも考えています。

変えていくもの、変えてはな

らないものをしっかりと見極め、私たちの意見が効果的に届くよう、失敗をおそれず挑戦する一年にしたいと思います。一年間どうぞよろしく願いいたします。

## 納税環境整備委員会

委員長 石澤 健太  
(神奈川)

今年度、水野新会長のもとで納税環境整備委員長を拝命いたしました、神奈川青税の石澤健太です。全青の心臓部とも言われる法対策部で、一つの委員をお任せ頂きたいことを大変光栄に感じると同時に少しの不安もあります。ご期待に沿えるよう一年間しっかりと邁進していきます。

今年度の納税環境整備委員会の主要な柱は納税者権利憲章の制定を目指す、個人番号についての研究を深める、補佐人制度について研究を深める、の3本立てです。日本は世界でも有数の複雑な税制を持つ国であり、その中で主役を担うのは納税者である国民ですが、国民に選択の余地が与えられないまま毎年のように改悪(正)される税制、運用に大きな不安を抱えたままスタートした個人番号制度など、納税者の権利が真に擁護されているとは到底言えません。

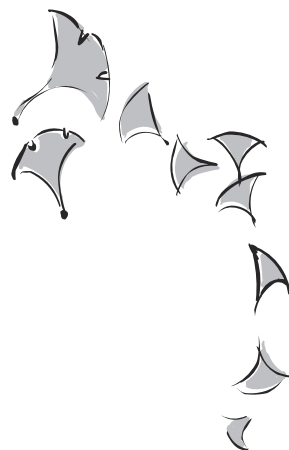
このような中だからこそ、青税の原点である納税者の権利擁護の視点に立って、一年間泥臭く、そして青年らしく活動していきたいと考えております。一年間よろしく願いいたします。

## 税理士業務研究委員会

委員長 芳賀 保則  
(東京)

MFクラウドやfreeが急速にシェアを伸ばしています。銀行データをつなげればAIが勘定科目を推論し自動で仕訳してくれる会計ソフトです。精度が高まればいずれ決算書も税務申告書も自動できてしまうことなのでしょう。オックスフォード大学研究者が発表した「雇用の未来」と題するレポートによると、10～20年後には、税理士の仕事である、税務申告書作成や会計・簿記に関する仕事は、ほぼ100%に近い確率でAIにとって代わられると予測されています。

本委員会では、まずAIやクラウドなどの技術の進展について研究し、10年後20年後の税理士の仕事のあり方について考えていきたいと思っています。税務申告書作成だけが税理士の仕事ではありません。AIに仕事をとられるのではなく、AIを活用したより付加価値の高い仕事をしているような、そんな未来の税理士像を研究していきたいと思っています。



# 単 位 青 税 代 表 紹 介

## 東京青税会長

### 手塚久雄

本年度、東京青年税理士連盟の会長を務めております手塚久雄です。

東京青税は「制度・研修・厚生」を柱に据え活動しています。「制度」においては昭和37年の設立以来、真に国民の為の税理士制度とは何かを調査、研究、提言し、真に国民の為の税理士制度の確立にむけて活動し続けています。「研修」においては、北野弘久先生の税法学原論の研究会、判例研究会、租税法基礎講座、実務に直結する研修、事務所経営に役立つ研修、青山学院大学学生とのディベート大会等多岐にわたる研修を実施し税理士として資質の向上を図るべく研鑽を積んでいます。「厚生」においては、会員・家族・友人・事務所職員が参加できる楽しい厚生行事を実施すると共に、テニス、麻雀、バンドとダンスの同好会活動も行い、会員間の親睦をはかっています。

本年度は、将来の税理士制度がどうあるべきかと言う議論をおこなうための土台作りとして、多くの若手会員に税理士制度に興味を持ってもらう為の働きかけをしていこうと思っています。

全国青税においては、東京青税からも多くの会員の参加をはかり全国の青税メンバーともに全国青税を盛り上げていきたいと思っております。一年間よろしく願い致します。

## 近畿青年代表幹事

### 山下尚宏

近畿青年税理士連盟代表幹事の山下尚宏でございます。まずは、8月に開催しました全青全国大会京都大会に各地からお越しいただきまして、誠にありがとうございました。

そして、福島前会長、一年間本当にお疲れ様でした。近畿の代表幹事から全青会長へと休む暇もなく就任され、大変だったかと思っております。しかし一番大変だったのは、福島さんを二年連続支えた、山田前総務部長ではないかとも思っております。本当にお疲れ様でした。また水野新会長、一年間よろしく願いいたします。

さて、ここ数年全青に未加入団体への接触が盛んに行われておりますが、全国組織であるのに、近畿以西の構成組織が熊本青税だけというのは少し寂しいと思っております。相手あつてのことなので、一筋縄でいかないかと思っておりますが、我々の仲間が少しでも増え、今まで行ったことのない場所で理事会が開催できるように、三谷組織部長には頑張ってくださいと思っております。

今年度も近畿からは多くのメンバーが全青税の重要なポストに就任しております。我々近畿青税一丸となって、水野執行部を支えていく所存でありますので、何卒よろしく願いいたします。

## 名古屋青税会長

### 仙田浩人

名古屋青年税理士連盟第45代会長の仙田浩人です。私たち名青税は、名古屋市とその周辺地域で活躍する原則41歳未満の正会員136名とその活動に賛同いただいております賛助会員、その合計約550名で構成されています。

今年度において、名青税は創立50周年を迎えることとなります。平成29年1月14日において、それに伴い名青税50周年記念式典を開催させていただきます。我々は、来るべき1月14日の式典に向けて、着実に準備を進めておりまして、その準備を通じて、我々が名青税に集うべき活動の意義を再確認するとともに、我々の若手の力の結集がもたらすものをみなさんの胸の中に永遠に残すべく、会員一丸となって活動しております。

名青税は、年齢が近い正会員を主体に日々の運営がされており、また月に一度は理事会が開催されるなど、名古屋市周辺という近場で構成されている利点を活かし、会員が実際に顔を合わせ、それぞれの意見及び気持ちを直接伝え合うことを大切にしています。会員相互の気持ちの近さと、その若さゆえに、我々は、ところどころつい盛り上がりたってしまう場合がございますと思いますが、全青税の皆さまには暖かい目とご指導のほどをいただければと思います。

私もまだまだ税理士として若輩ものです。水野会長はじめ全青税執行部の皆さまのお気持ちと一年間ご一緒いたしたく、頑張っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

### 神奈川青年代表幹事

## 吉田 将太

本年度、神奈川青年税理士クラブの代表幹事を務めます吉田将太です。

神奈川青税は約150名の会員で活動しております。神奈川青税では卒業がないため、ベテラン会員から新合格者まで幅広い年代の方で構成されています。神奈川青税の雰囲気は和気あいあいとしており、事務所の経営から実務の悩みなどを気軽に相談できる場となっております。私自身、独立したての頃から神奈川青税にずいぶんお世話になりました。この1年間は、受けた恩を次世代に返すために青税活動に力を注ぎたいと思います。

また本年11月には「申告納税制度～是か非か～」をテーマに秋季シンポジウムが箱根湯本にて開催されます。参加された方全員が楽しんでいただくために実行委員長を中心に準備を進めております。どうぞご期待ください！多くのご来場を心よりお待ちしております！

それでは1年間どうぞよろしくお願いいたします。

### 埼玉青税代表幹事

## 田村 雅幸

全国青年税理士連盟の皆さん、こんにちは。2010年度以来6年振りに、埼玉青年税理士

連盟の代表幹事に就任した田村雅幸と申します。2015年8月の「第48回さいたま大会」では実行委員長となり、それまでお世話になった埼玉青税へ恩返しができたと思い、定年制度のない埼玉青税ですがそろそろ主要な役職を降りて、若手を見守る役目に就こうかと考えていました。

総勢70名程度と少人数で活動している埼玉青税では、最近の傾向として活動メンバーが固定化しつつあり、準会員の割合も増える中でどのような活動を行っていくべきかを再考する時期になっているのかもしれませんが。埼玉青税の今後について色々検討した結果、2度目の代表幹事を引き受けることにしました。

埼玉青税だけでは人数も限られているため三青会や他の単位青税と協力しての研修や、更に魅力ある活動にするための懇親企画などを検討し、それらを継続できる体制を構築することをこの一年で進めていきたいと考えています。創立から40年を迎えた埼玉青税を未来に向けて継続できる組織にするべく努力しますので、全国青税の会員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

### 千葉青税会長

## 高木 貞和

今年度、千葉青年税理士連盟の会長を務めさせていただいております高木貞和です。

よろしくお願い致します。

千葉青税は昭和52年5月に設立され今年度で創立40年を迎えます。

会員はベテラン税理士から新

合格者まで幅広い年齢で構成されており、年齢制限はなく現在は約90名の会員が所属しています。

主な活動は税理士制度や実務研修会を毎月1度行い、研修会後は、講師を囲みお酒を飲みながら研修を振り返り反省会を行っています。

その他、年に1度の厚生行事を通じて会員相互の親睦を深めています。

ここ最近の執行部は、固定化されたメンバーと、新入会員も頑張っています。今期は秋季シンポジウムの参加を目標に会員一丸となって取り組んでいます。

1年間どうぞよろしくお願い致します。

### 岐阜青税会長

## 折戸 俊行

全国青年税理士連盟の皆様、こんにちは。岐阜青年税理士連盟の折戸俊行と申します。岐阜青税は正会員数約50名、準会員を合わせても約100名と全国でも小規模の単位青税でございます。規模は小さいながらも、親睦と研修を主軸にした活動はととも活発であり、会員同士の結束力も非常に強いものとなっております。おかげさまをもちまして、本年7月には創立40周年記念事業を盛大に執り行うことができ、さらなる10年益々の発展ができるよう、会員一同誓い合ったところでございます。

全国青税二大事業の一つであるシンポジウムでは、全国の仲間から多大なる御期待を頂戴しているものと肝に銘じ、日頃の研鑽と先輩たちから引き継いだ心意気を如何なく発揮しようと

張り切っております。どうか、皆様の変わらぬ温かいご支援とご理解をよろしくお願い申し上げます。

**みちのく青税代表**

**三浦二郎**

ここ1、2年消費が低迷して再びデフレの圧力が強まってきている。消費が下降して消費の弱さを懸念する小売業者や関係

者等が増えてきている。

全国青年税理士連盟の会員各位にも、中小企業者の息切れが感じられる昨今である。一日も早い景気回復を祈る次第である。

**熊本青税代表**

**高濱三喜夫**

全青執行部の皆様および京都大会の実行委員会の皆様お疲れ

様でした。そして、新執行部の皆様、一年間よろしく申し上げます。このたびの熊本地震では、全青の皆様大変ご心配をおかけしました。今なお、余震が続いていますが、今年の12月の理事会開催までには、収まることと思っています。多くの理事の方が参加されることを期待しています。九州の地に全青の火を絶やさないようにしていきたいと思ひます。

**第49回 定時総会報告(京都大会)**

**新会長は水野誠会員(名古屋青税)**

2016年8月6日、全国青年税理士連盟第49回定時総会(京都大会)が京都ホテルオークラにて開催されました。総会は15時15分より、志村真二会員、竹端美紀会員(近畿青税)の司会のもと、松尾基宏会員(近畿青税)の開会の辞により開会されました。まず、司会者より来賓の方々を紹介されました。次に、議長として香川恭子会員(近畿青税)、川崎賢二会員(岐阜青税)、青木久直会員(東京青税)の3人が選出され、議事が始まりました。

**議案審議**

第1号議案(2015年度事業報告承認の件)は山田隆一総務部長(近畿青税)より2015年度の事業活動が説明され、第2号議案(2015年度決算承認の件)は仙田浩人経理部長(名古屋青税)より決算の報告がなされました。続いて決算について、城田英昭会計監事(神奈川青税)、高崎勇一会計監事(名古屋青税)、



議長団

坂爪勸会計監事(東京青税)より会計監査報告がなされました。質疑に入り、森岡崇会員(近畿青税)より「公認会計士清風会との懇談会」の内容について質問があり、福島重典会長より、有意義な懇談会であり今後も情報交換を行う事を確認した旨説明がありました。吉見昌之会員(近畿青税)より法対策費支出について質問があり、仙田浩人経理部長(名古屋青税)より、3月に行った税理士法の合宿の際の旅費を予算の範囲内で執行した旨の説明がありました。山下尚宏会員(近畿青税)より税理

士法第3条3項について福島重典会長の総括と引継ぎについて質問があり、福島重典会長より、全国青税として関係各所に意見を申し述べてきた、活動する中で様々なヒントを得てきたので、次の税理士法改正に向けて取り組んで頂きたい旨の説明がありました。菊池純会員(東京青税)より、税制改正意見書について質問があり、桜井繁樹法対策部長より、様々な意見があり現状の表現となったが、次年度以降も引き続き検討したい旨の説明がありました。その後、議長は採決に入り、第1号議案並びに

第2号議案ともに賛成多数で可決されました。

第3号議案(役員改選の件)は市木雅之会長等推薦審議委員長(個人会員)より推薦の経緯、推薦者の経歴等が説明されました。続いて新役員の名簿が配布され、水野誠新会長(名古屋青税)をはじめとする新役員が満場の拍手で承認されました。そして新旧執行部席の交代の後、水野誠新会長をはじめ新役員の紹介が行われました。

第4号議案(2016年度事業計画承認の件)は前田信哉新総務部長(神奈川青税)より、第5号議案(2016年度収支予算書承認の件)は高橋千亜紀新経理部長(東京青税)より議案上程がなされました。質疑に入り、植木心一会員(近畿青税)、西川幸一郎会員(個人会員)、白稲子会員(東京青税)、菊池純会員(東京青税)らより、日本国憲法について、日税連の機構改革について、マイナンバーへの対応に

## 来賓挨拶



日本税理士会連合会  
神津信一会長



韓国税務士考試会  
ク・ジェイ会長

ついて質問があり、水野誠新会長より現状の報告及び抱負を踏まえた回答がなされました。また、山下尚宏会員(近畿青税)より収支予算書について質問があり、一部訂正を行いました。その後、議長は採決に入り、第4号議案並びに第5号議案ともに賛成多数で可決されました。

最後に、第6号議案(大会宣言採択の件)が糸井悠樹会員(近畿青税)によって読み上げられ、満場の拍手をもって採決されました。

総会の議案審議が全て承認可

決され、議長団は議長席から降壇しました。

新会長の挨拶として水野誠新会長より、今年度1年間の活動方針の抱負が熱く語られました。

続いて、ご来賓の方々より祝辞をいただきました。ご来賓として、日本税理士会連合会・神津信一会長、近畿税理士会・浅田恒博会長、韓国税務士考試会・丘在二会長、青山学院大学・三木義一学長、立命館大学・望月爾教授、青年法律家協会弁学部会・原和良議長、全国青年司法書士協議会・林一平副会長、税経新人会全国協議会・武本康夫副理事長と多くの方々にご臨席を賜りました。

最後に、森智之新副会長(東京青税)の閉会の辞により全国青年税理士連盟第49回定時総会が無事終了しました。

(総務部長 前田信哉)



福島重典前会長



水野誠新会長



緊張の面持ちの福島執行部



質問に耳を傾ける水野執行部



京都大会において、「税制の未来を語ろう」をテーマに、非常に有意義なフォーラムが開催されました。貴重な内容を多くの方に届けたいという趣旨から要旨を掲載します。文字の制約により、要約しているところがある点はご了承ください。

パネラー：三木義一先生(青山学院大学学長)、水野誠会員(名古屋青税)、坂井昭彦会員(近畿青税)、福島重典会長(近畿青税)

コーディネーター：望月爾先生(立命館大学教授)、市木雅之会員(近畿青税)

市木) このフォーラムの趣旨は、民間税調が立ち上がり、税制改正に対する建議や意見書を作っていたら、全国青税でも税制改正に対する要望書を毎年提出しているということ、目的が近いので、何かしらの協議ができるのではということ、開催させていただきました。配布資料3点(全国青税 平成29年度税制改正に対する要望書(以下、「要望書」)、民間税調2016年度税制改正大綱(以下「大綱」)、民間税調「投票の前に税のあり方を選挙で問い直そう」(以下、「投票前に」))を使って進めていきます。また、受付で配られたうちわで、表裏を出していただくことで意思表示を皆さまにさせていただく予定です。

望月) 三木先生から、民間税調の立ち上げの経緯や設立の趣

旨について、簡潔にご説明下さい。

三木) 民主党政権が終わり、自民政権に戻った際に、自民のやり方がさらに密室化された状態に戻ってしまいました。それにより税制改正のあり方について、税調の中だけで議論が行われるようになってしまいました。そうすると国民の間できちんとした議論がなされない、自民の選挙にあたっては、本来政党は税制について正面から議論をして、日本という社会をどういう形で運営していくのか、現状はどのような財政上の問題があり、どのように改善していくのかを明確にして民意を問う必要があるが、それは避けられている。野党のマニフェストも弱く、日本社会の再生はおぼつかないと思い、昨年2月頃から民間サイドから

議論をすべき仕組みをつくるべきと思いました。これに同調いただいた、日弁連の租税委員会のメンバーの方々、志賀櫻さん、田中秀明さん、水野和夫さん等々のメンバーが集まりました。会を始めたならNHKをはじめとするマスコミの方が関心を示してくれて、ニュースに載せていただくようになり、勉強会をシンポジウムの形で進めるようになり、政府とは違うもう一つの税制改革の視点を出してみたわけです。今後さらに進めていきたかったのだが、一番の原動力として動いていただいていた滋賀櫻さんがお亡くなりになり、有力なメンバーがいなくなりました。また、私が青山学院大学学長の職についてしまったこともあり、民間税調を昨年のような状況で動かすのがなかなか難しい

状況となっております。ただ、国際連帯税の研究をしているメンバーが参加していただくようになったこともあり、何とか民間税調を進めていきたいと思っております。政治家はきちんとした問題提起ができないこともあり、国民自身が自覚をして税制について取り組まないと日本という社会は相当危ういという問題意識を持って取り組んでいることを最初に紹介させていただきます。

**市木)** 青税サイドでも要望書の中で国民のための租税制度とすることを軸として、主権者として参画できることを目指すとの説明があったと思うので、青税側の取り組みをご説明お願いいたします。

**福島)** 要望書1ページ目のはじめをご覧ください。青税が要望書を出している理由が書かれております。ご存知の通り青税の根本理念は、租税法に則って、納税者の権利擁護を目指すということです。その中で、国民のための租税制度の改善が我々の活動目的となっております。従来から個別の税制改正に対する意見は出ていたと思いますが、各税目を横断的に記載した意見書を市木会員が法対策部長の頃から提出するようになり、日税連の建議書に取り上げてもらうべく提出を始めました。今年の要望書はこの形式になり7年が経過し、形骸化が進んでしまっていると思います、もう一回根本的な趣旨から考え直して、要望書を作り上げてきました。そこで出てきたキーワードが応能負担原則であり、

応能負担原則を我々が再度勉強し直して、要望書を検討していました。税制改正にあたってシンボルとして考えているのが、納税者権利憲章の制定をという部分です。ところで三木先生へのご質問ですが、納税者権利憲章に絡みますが、民主党政権下の時に政府税調の中に入って、国税通則法の抜本改革に取り組みました。納税者権利憲章もあと一歩というところまでいったものの頓挫してしまいました。恐らく忸怩たる思いもあると思いますが、政府の中に入って出来たこと、出来なかったことがあり、民間税調立ち上げの一つのきっかけになったのではと我々は理解しているのですが、その辺をお聞きしたいです。

**三木)** 当時は国税通則法の改正ではなく、租税手続法の制定であり、その中に納税者権利憲章も入っていました。制定できなかったのは専ら政治的な理由です。国民が参議院選挙で自民党を多数派にしたことで法律が通らなくなったわけで、自民党・民主党・公明党との三党合意となり、その中で自民党から納税者権利憲章を外すことを強く要求され、外さざるを得なかったわけです。やむを得ませんが、国民にどの位知らされていたのが問題なわけです。中途半端で終わってしまったわけですが、手続き自体の肝部分は改正となったわけなので、一定の役割は果たせたと思っております。一番大事なことは、日本の税体制をどう立て直すかで、どの政党が政権を

とつてもやらなければならないことです。国民的な議論の中でやらなければならない状況にも関わらず、今の政党は密室政治になってしまった。もっと税制をオープンにしたという側面から民間税調はスタートしました。国民とともに考えて議論して、責任を負ってほしいということです。**望月)** そのあたりは民間税調のホームページでもご確認できます。

本題となりますが、民間税調の大綱と青税の要望書の内容に進みたいと思います。所得税から入ります。民間税調と青税で一番違うところが、所得税に対して消費税をどう位置付けるかというのが議論の中心になると思います。青税の要望書に、所得課税の税目を基幹税と位置づけるべきであり、消費税は所得課税を補完するものと捉えるべきとあります。応能負担原則と消費税の逆進性への配慮という点からだと思いますが、補足をお願いいたします。

**水野)** 具体的に所得税を基幹税、消費税を補完的にするという部分は消費税率を引き上げないことにあります。「本来応能負担原則に従って税制が構築されることが、憲法の要請する租税の公平に最も合致することは言うまでもない。また、消費税は所得が少ない者ほど所得に占める消費の割合が高くなるといったいわゆる逆進性の問題を内包していることから、所得課税や資産課税といった担税力に優れた税制に補完的に組み合わせることが望ましいことであ



る」というのが青税の意見です。担税力は、所得・財産・消費が担税力の指標であると租税法の本によく書かれています。青税が軸として進める応能負担原則を最も効率よく表現しているのが、最低生活費の非課税などを置いている所得税であろうと考えています。消費税は憲法が要請するものがなかなか反映されないにも関わらず、今の税収の割合でいうとかなりのものを占めてしまっています。そうすると消費税はすでに基幹税ではないという意見はありますが、青税としてはこれ以上消費税の割合を増やすことがどうなのかと考えております。所得に対する税は景気の影響を受けやすいという側面もあり、安定財源を確保するのが難しいから消費税にするという意見もあります。ただ、租税法を考えると、そもそも日本で使われているお金がどれだけ効率的に使われているかのチェックもされずに、財源ありきで安定的な税収が欲しいから消費税という選択自体が問題であると思います。青税は税目を横断的に議論しているということをご理解いただけたらと思います。

**坂井) 関連！！**

財源論に縛られすぎという部分が議論でよく出てきますが、本来消費そのものに担税力があるのかどうか疑問に思う部分です。例えば相続税は遺産課税なので課税済みの資産に課税したら憲法違反だと三木先生はお話しされていますが、消費は課税済みのものの消費とい



フォーラム風景

うことであれば、そこに本来的・本質的な担税力は本当にあるのかという疑問がわいてきます。

**市木) まとめさせていただきますと、三木先生の質問で、担税力を特定する方法としては所得・資産・消費があり、また水野会員の説明では所得によるべきで消費はなじまないのではという部分に補足したかったのかと思います。三木先生からのご意見をお聞かせください。**

**三木) 所得税を基幹税とすべきというのは、我々が憲法を学んだ時代においては当然の前提でした。ただ、歴史的にみると1980年くらいまでは累進税率と相まって機能してわけです。その後、累進税率に対する政治的な反発が極めて強くなったことと、国境が安易に移動されるようになったという二つの脅威にさらされるようになりました。そのため、所得税に課税するというシステムが機能不全に陥りつつあります。国内だけを対象に考えるのであれば、ある程度意味を持つのではあるが、富裕層ほど海外に行くことを考えると、所得税の累進だけでは公平な税制の実現が非常に難**

しくなっているのが現実だろうと思っております。なので、所得は大事だが、現在の世の中を考えるとそれだけだと難しいわけです。

**市木) 国境の移動により、所得による担税力を把握することの限界があるというお話がありました。国際課税については青税でもあまり議論がされていませんが、タックスヘイヴンを利用して一部の資産家のみが税の軽減を受けているという現状についてなど、青税側の議論についてはいかがでしょうか。**

**坂井) 租税回避地やタックスヘイヴンについての議論は進んでおりません。OECDの最終報告書に基づき、各国の国内税法の整備をしている段階になっているという部分は認識しておりますが、実際の提言に進めていくことが、現在はできておりません。**

**水野) 租税回避であり、脱税や違法行為でないということで、どう対応してよいか難しいところです。感覚としてズルをしているが法律違反していない場合にどうするべきかについて、青税では議論ができておりません。**

**望月) 国際課税の問題（特に租**

税回避)は国内問題だけでは議論できないと思うのですが、民間税調としての見解をお聞かせください。

**三木)** 大問題がたくさんあり難しいです。国境を利用した租税回避について我々がどう対応するかですが、タックスヘイヴンは必然的に出てきます。課税権は一国の専権事項であるので仕方がないです。BEPSなどの国税課税の規制は必要だが、検証が難しいこともあり、国際的な租税の公平が実現できるかということ、非常に危ういというのが現状です。最近話が出始めてきているのが国際連帯税的なもの、具体的には通貨取引税に踏み込んで良いのではと考えています。国境を利用する取引には軽い税金を負担してもらおうという仕組みに入っていくほうが良いのではないかと、規制するよりも税金を負担してもらおうほうが良いのではという意見です。これをやれば税収は想像を絶するものがあります。国内消費に頼るよりは、国際取引に軽い税金を負担してもらおうことあるのではと考えております。

**望月)** OECDのBEPSの議論が出ましたが、今年6月に京都でOECDの租税委員会が開催され、今後のタックスヘイヴン対策について、国際的にどのように協力して連帯して進めていくのかを具体的な議論がされたと聞いております。

本日のメインである民間税調と青税の違いに話を戻したいと思います。消費税に対して民間税調は現実主義で、基幹税の一つとして認めるとい

う考えで、青税は所得税の補完税という位置づけでの考えを述べられました。各論で、税率の引き上げについて、民間税調は待ったなしで消費税率引き上げを進めるべきとの考えを示しており、青税と一番考え方が異なる部分ですので、三木先生より消費税率アップについてお考えを聞かせてください。

**三木)** 消費税が素晴らしいので引き上げろと言っているわけではありません。しかし、今の財政状況を考えたときに、きちんと政治が国民に約束したことはやっていくという姿勢を国内外に示すのが大事だという考えに基づきます。消費税の逆進性は理解していません。そのうえで、約束した以上実行するのが政治であるし、今の日本の財政状況を考えると、国際的な信用を確保する必要があるわけです。また、逆進性の問題は税制だけでみると、消費税の中で逆進性を解消しようとしても無理がある。民主党は給付付き税額控除という制度という税制全体の中で調整しようとして提案したわけです。個人的には税金で取るべきものは取り、歳出をいかに透明化と公正化を通じて適正にし、国民が税に向かい合うようにしていくべきだと考えています。

**望月)** とりあえず10%ですが、税率の具体的なイメージをお聞かせください。

**三木)** 消費税だけで取ろうとすると、今の社会保障を前提とすると33%必要です。ここまで行けるわけがないで、当面のところは約束した以上はや

らなければならないわけです。**望月)** 青税側として消費税引き上げ問題はいかがでしょうか。

**水野)** 三党合意で社会保障と税の一体化改革から消費税の税率アップが始まっているという背景を思い出していただきたい。社会保障を改革するという話があったはずですが、現状どのくらい改革されているかということ、消費税の税率アップだけが先に進んでいる状況です。110兆円の支出に対して保険料で賄っているのが60兆円であり、足りない部分を消費税で補うというのが当時の議論でした。政権交代もありましたが、自民党政権は経済政策が最優先で、法人の国際競争力を高めることに注力し、法人税率の引き下げはその論点のみで下げ続けているわけです。社会保険の財源は消費税しかないという決め打ちで消費税率を上げ続けており、全体の大きな税収の構造上、税の専門家としてこの理論で純粋に税率アップを認めてしまってよいものなのかという疑義があります。

**坂井)** 消費税率アップの話ですが、先ほどの国際連帯税に類似する一般取引税を導入すれば、1%の課税であっても消費税の10倍以上の効果が生じるわけですので、財源問題は消費税で賄うという考えはしなくてよいのではないのでしょうか。

**市木)** 使途面の見直しもないまま行われており、財源確保という点から税率アップを考えているということで、使途面を含めて構造改革すべきだという三木先生の考えとは違い

ますね。

**三木)** 補足させていただくと、増税を認めることだけを切り離されては困ります。税と社会保障の一体的な改革なわけで、社会保障の問題も私たちが話していることを整合的に理解していただかないと困ると思います。民間税調の中でも社会保障のあり方については、喧々諤々の議論をしまして、端的にいうと保険制度を大幅に見直さなければならぬと考えております。保険料方式ではなく、税方式に切り替えなければならないということも打ち出しております。社会保険料の逆進性も踏まえて、トータルで答えを出さなければならぬと私たちは考えているわけです。

**市木)** 青税の考える軽減税率について教えてください。

**水野)** 軽減税率を導入すべきではないという意見であり、日税連の建議書においても同様です。自民党も反対していたわけですが、与党2党の間では結論が出ず、年末になんとか軽減税率が決まってしまったわけですし、立法過程の透明化を図るべきだということ意見を言いたいと思っております。

**市木)** 消費税率アップについて、民間税調の消極的賛成と青税の慎重であるべきだという主張のどちらが皆さまの気持ちであるかを、会場の皆さまにうちわで示していただきましょう。

両方が同じくらいでいらっしゃるということですね。参考までに税率10%が上限であるのか、それとももっと税

率を上げてよいという考えのどちらであるかを会場の皆さまにうちわで示していただきましょう。全体としては消費税率10%を上限にと考えている方が多いというのがわかりました。

**望月)** 次の議論でインボイス方式の導入がありますが、民間税調はインボイスを導入すべきだという考えで、青税は慎重であるべきだという考えですが、民間税調の考え方を教えてください。

**三木)** その話に入る前に、軽減税率はまずいとマスコミの方へはことあるごとに話をしておりましたが、記事には何も書かれておりません。すさまじい報道統制があったといつてよいと個人的には思っております。日本の報道の透明度は世界で72位です。鳩山政権の時は11位でした。そのような事実があることも皆さまには知っておいていただきたいです。インボイスに関しては悩ましく、民間税調でも明確な基準は打ち出しておりません。ただし、複数税率になるのであれば、導入せざるを得ないということをはっきりしております。

**市木)** 軽減税率の話をしていただきましたので、青税の主張を確認しておきます。軽減税率導入に反対という意味では民間税調と同じ意見ではありますが、青税の立ち位置を教えてください。

**福島)** 基本的には民間税調と同じ考え方です。決定のプロセスは全くいただけないということで、要望書にまとめさせていただきました。軽減税率

の導入に関して、与党の税制改正大綱では痛税感の緩和という感覚的なもので決定したということで、感覚で制度を決められては困るわけです。

**坂井)** 消費に本当に担税力があるのか、消費者が負担する税とっていますが、事業者に課されている税なわけです。軽減税率を適用しても事業者には軽減しているだけで、間接的に消費者にいくだろうという予測だけです。税の転嫁がしっかりできない場合は価格に含まれるわけで、そのような税を基幹税にしてよいものなのかという疑問があります。

**望月)** インボイスについて青税については慎重・反対なわけですが、その理由を聞かせてください。

**水野)** インボイスについての議論がなくて出てきていることも許せませんが、軽減税率とセットで適格請求書等保存方式が導入されますが、軽減税率の対象業種となるのは飲食業と新聞だけです。ほとんどの業者はまったく関係ないにも関わらずインボイスが導入されるわけです。このことに関して国民的議論が全くされておられません。これに対して青税が反対しないわけがありません。

**望月)** インボイス制度を導入すると正確な税額計算ができるといわれておりますが、韓国では必ずしもそうっていないという話があります。三木先生はインボイス導入による正確な税額計算についてどのように考えておられますか。

**三木)** 抜け道をみつけ、それをふさぐというのがインボイス



うちわで意思表示をしています

方式を導入している諸外国で発生しているわけですから、基本的には変わらないと思います。インボイスにすると取引時に交付しなければならぬわけですから、後に記帳した帳簿で証明するのは変わってきますので、現行の消費税法の仕組みを少し変えなければならぬ部分が出てくるかもしれません。

**市木)** 軽減税率とインボイスを導入すると、逆進性対策は講じられるものなのでしょうか。

**三木)** 基本的に現在の消費税の逆進性が変わるとは思いません。

なお、ある税制を導入するにあたって逆進性がある場合、その税制の中で逆進性を防ぐ仕組みを入れることがあります。今回の軽減税率がまさにそれですが、導入したところで逆進性の解消はなされません。やるのであれば給付付き税額控除をやるべきで、消費税と所得税などの税制を組み合わせることで、税制全体の中で逆進性を調整すべきというのが理論的にはありうると考えております。個人としては税の枠の中で行うのは難しく、税の逆進性の問題は支出の適正性で調整する社会にす

るという道もあるのではないかと思います。

**望月)** 8月2日に消費税税率引き上げの時期の変更に伴う税制上の措置という与党合意がされました。これが税制調査会のメールで配信されました。法案が通っていないものが財務省の税制調査会からメールされて、あくまで既定路線という風になっておりますが、本来臨時国会で議論すべきことであり、大きな問題だと思います。

**水野)** その点に関して、法律ができていないのに、選挙前に一与党の総裁があくまでそうなるかのような発言をしてしまうという政治姿勢への抗議文ということで、6月13日に安倍晋三氏宛に抗議文を福島会長が出しておりますので、ぜひご承知おきください。

**市木)** 消費税については議論がつきませんが、次の税目に移らせていただきます。民間税調の資産税・富裕税のあり方についてご説明ください。

**三木)** 税制改正の一つの柱として、資産税にしっかりと課税をしていくべきと主張しております。基礎控除を下げ、税率を累進化し、なおかつ、特例措置をいろいろ廃止すべき

であると原理原則を言いました。基礎控除の引き下げを三党合意で飲まざるをえなかったため実施したが、本来はやりたくなかったため、ほかの処置（孫への教育資金の贈与の非課税など）を入れたわけです。政策として一貫性が見えないことが背景にあります。

**望月)** 遺産取得課税方式の循環についてはいかがでしょうか。

**三木)** 今の相続税は法定相続分で計算したあとに、持ち分により納税額を計算するという世界でも類のない訳の分からない方式です。遺産全体に影響を受けるという仕組みはおかしいです。相続でもらった財産から相続人固有の基礎控除を引いて税額を乗じて税額を負担し、ほかの相続人が払ったかどうかは関係ないとすべきです。

**坂井)** 過去の経緯でいくと、昭和25年前は遺産課税でした。25年に遺産取得課税に変更して、昭和33年に法定相続分の現行制度に変わったわけです。平成15年の改正の際に相続税の税率が70%から50%に減っております。平成19年に遺産取得税方式に変えるべきだという話になりました。

**市木)** 遺産取得税方式にすると課税が強化されることは誰もが認めるといった見解もあつたと思いますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

**三木)** 民主党のブレーンの方が盛んに相続税は遺産税が良いと主張されて、それに乗っかろうとしたわけです。遺産税は亡くなった方の遺産に課税するという仕組みなので、日

本のように亡くなった時点で相続人の共有財産に変わるといふ仕組みにはなじまないわけです。遺産税を導入するのであれば民法改正が必要であるわけで、現実的には無理となり、遺産税の導入はなくなりました。現状の民法を踏まえると遺産取得課税の方がなじむわけです。

**望月)** 遺産取得方式を循環していくと所得税との関係でも問題はいかがでしょうか。

**三木)** 理論的には相続税は所得税です。相続によって所得が発生するわけなので、政策的には所得税として課税することはあり得ます。ただ、数十年に一回しか起きない高額な所得移転に通常の税率で課税できるかというところが難しい。そうすると税率を分けなければならないので、別の税制にした方がよいというわけです。

**市木)** 改正に向けての要望に移りたいと思います。民間税調の立ち上げ趣旨でも民間の意見を税制改正にどこまで反映させることができるかという試みであったという話があり、青税側も同様の主張をされております。税制改正の時系列を見ると、与党税調で決まった税制改正大綱をそのまま国会に通していくという時系列です。民間税調の立場で、納税者が税制改正にどのように関わっていくのかという部分について、三木先生からの要望を聞かせてください。

**三木)** 大変難しい問題でして、民間税調という初めての試みで、個別に問題を検討しながら、何とか12月の答申に間

に合わせたわけですが、このやり方が良いかどうかは再考が必要だと思っております。税制改正は8月までに各省庁のところで大枠が決まり、あとは各省庁と財務省のやりとりになっていきます。その前の過程にもう少し国民の声を取り上げる仕組みを我々が作っていかねばならないと感じております。民間税調を報道してくれたマスコミの思いは、税制改正について、利害関係者と政党だけで決められていて、一般の国民の意見が全然反映させる道がないことに対して何とかしたいという思いがありました。我々もマスコミとの関係を大事に、やり方を工夫していきたいと思っております。ただ、メインで動いてくださった方が亡くなったため、今後誰が原動力になって動いてくれるのかを考えなければなりません。

**望月)** 主権者である納税者が、税に対して興味を持ち、参画意識を持ってもらう必要がありますね。また、民間税調ではマイナンバーとマイナポータルをうまく利用して、年末調整を選択制にしようというところまで提言されております。

**三木)** 選択制にしたら、ほとんどの人が年末調整になり、あまり意味がないと思っております。やるなら年末調整をなくすべきだと思っております。選択制にしたら、賢い国民は負担を負わないほうにいくのは決まっているわけで、それでは世の中は変わらないでしょうね。

**市木)** 青税の方でも要望書の中

で、立法過程の透明化や可視化の強制という説明がありますが、青税側で納税者が具体的にどのように立法過程に関わるかのイメージを教えてください。

**水野)** 要望書に数年前から挙げさせていただいております。民主党に政権が変わった辺りは、政府税調がオープンな議論をしておられました。これは非常に素晴らしいことだと思っており、これを意見として挙げるようにしました。民間税調と重なりますが、国民が今のスケジュールでどのタイミングで意見する機会があるのかという部分をとらまえて、長期的な議論ができるようにしていきたい。具体的に何を法律で規制するかというと、議論の過程の公開や公聴会を設けるなどして、参加できる国民からだけでも意見を拾うことを法によって規制していくべきではないかということをご提案させていただきます。

**市木)** 最後に納税者権利憲章についての話をいただこうと思います。まず、三木先生に納税者にとっての権利が何なのかを含めてご意見を願います。

**三木)** 民主党が作成した法案の権利憲章の中身は、政府の説明みたいなので、期待をしていた方からするがっかりするものだったと思います。ただ、民主党は政治家が毎年点検をして変更していくつもりだったと思っております。納税者権利憲章のようなものが出来なかったからといって諦めるわけではなく、実質化すれば

よい話であり、青税の人たちは専門性をもって、毎年の政治・財政・税制の動きをみているわけなので、国民の代表として、どの政党にも属さない観点から、それぞれの行った政党の税・財政面の政策をきちんと国民に分かるように示していくという作業を地道にやってマスコミに取り上げてもらうということをやっければ良いのではとっております。納税者に本来ある諸権利を実質化させることに繋がるとしております。

市木) 青税側の意見をお願いいたします。

福島) 三木先生が話された税・財政面の評価は非常に大きなテーマだと思います。是非次期に引き継ぎたいと思います。

また、権利憲章がなかったとしても、一つ一つの法律をきちんと見ていき、税理士がしっかりと守っていくことで、実質的には権利を守ることができると思います。ただ、冒頭でも話した通り、権利憲章は象徴的な存在ではありますので、納税者権利憲章の制定を我々は目指していきたいと思っております。なぜ税理士である我々が納税者権利憲章を言っているのかというと、税理士制度は国民のためにある制度であり、主権者である納税者の適正な権利を保護するのが税理士であるという立場を明確にする一つが納税者権利憲章の制定であり、また、税理士法第一条の使命条項の改正であると思っております。次期

以降も改正に向けての議論を進めたいと思います。民間税調は国民に新たな選択肢を与えるという趣旨から議論され、税制改革大綱を発表されたと聞いており、大変素晴らしいことをされていらっしゃると思います。是非、青税と定期的に意見交換の機会をいただき、複数の選択肢を国民に提示できるような政策集団にもなりたいと思います。

望月) 国際的実務者団体で納税者権利憲章のガイドライン的なものを作っていて、日税連でも最終報告という形で報告されております。国際的な流れの中でも納税者権利憲章の実現に向けて、両者の関係を良くしていくのが必要かと思っております。以上

## 京都大会総括報告

京都大会実行委員長

和田泰裕(近畿)

2016年8月6日(土)京都ホテルオークラにて第49回京都大会を開催しました。京都での開催は14年ぶり。過去の京都大会が驚異的な参加者数を記録していたことから、地元京都の先輩方から「わしらを超えてみろ」的なプレッシャーを感じつつ、まずは1年半前の会場選定から準備が始まりました。同じ京都の先輩でもある福島会長から「とにかく動員が命!」と言われ、より多くの全国の皆様にご参加をいただきたい!京都大会に来て良かったと言って欲しい!そんな熱い思いを胸にまずは近畿青税の地盤を固めるべくPR活動を開始しました。春からは各青

税にPR訪問へ。どの単位会からも暖かく迎えていただき、「一緒に京都大会へ行こう!」と多大なる動員ご協力を頂きました。行く先々での皆様との出会いは最も印象に残る思い出です。

大会準備は、最初のうちは特定の者だけで動いてしまい皆を巻き込むことがなかなか上手くできず、年末頃から真剣に焦り初めました。緊急集会の開催、先輩からの喝などいろいろございましたが…、春頃から急展開!こんな委員長を見兼ねたのか、実行委員会を中心に京都の若手が「やりますよ!」と次々と自ら手をあげてくれ、次第に近畿青税全体に浸透し、大会ムー

ドが高まりました。最後の1ヶ月は毎日のように連絡を取り合い、下見を重ねて緻密に準備を進めることができました。



新旧会長による花束贈呈

そして大会当日。第一部は「税制の未来を語ろう！」をテーマに、民間税制調査会から三木教授を迎えて会場参加型のフォーラムを催しました。青税側の出演者も光り、討論を通じてこれからの税制のあるべき姿と税理士の役割を会場皆で考える素晴らしい会になりました。第二部の総会は、福島執行部の総括、第50代水野誠会長をはじめとする新執行部にエールを送る質疑活発な総会となりました。第三部懇親会は、「京都ならでは」を体感いただきたく、舞妓の舞から始めました。総会が押し、舞妓さんは時間に厳しいので女将が怒らないかとあの時は焦りました（汗）。鏡割り、京都市条例による日本酒で乾杯、お子様を意識して綿菓子と射的の夜店、プロジェクター映像、単位会代表紹介、韓国税務士考試会とのプレゼント交換、そして京都大会のために手作りで結成した京都五山の送り火にちなんだ「送り火戦隊・ダイヤモンドジャー」のステージ。最後はホワイトベリー「夏祭り」の歌にあわせて皆で踊りました。会場の熱気がすごかった！とのお褒めの言葉は感激でした。次なる神奈川シンポジウム、そして来年の名古屋大会は50回大会・全国青税50周年記念に向けて、京都大会がその橋渡しとなるよう盛り上げに尽力したつもりです。

結果、おかげさまで全国動員目標543人のところ、590人を超えるお申し込みをいただき、当日は来賓を含めると450人近い皆様にご参加を頂きました。心より感謝申し上げます。準備期間は長かったですが、大会当日は歌にあるように「空に消え

てった打上げ花火」のごとく一瞬、でもいつまでも心に残る大会にできたと自負しています。本当にありがとうございました。



新執行部と韓国税務士考試会の方々

2016

in 箱根

全青税 秋季シンポジウム

テーマ 申告納税制度 ～是か非か～

日時：平成28年11月12日(土)

場所：湯本富士屋ホテル 2F

グランドコンベンションホール「箱根」

# 定時総会懇親会スケッチ



お礼の挨拶をする和田実行委員長



新年度の単位会代表者の方々



秋季シンポジウムのPRをする神奈川青税



来年の定時総会参加を呼びかける名古屋青税



華やかな舞妓さんによる踊り



正義のヒーロー現る！！

## あとがき

今回のZenkoku Aozeilen  
はいかがでしたでしょうか。  
久々の広報部で、業者の担当

が変わっているなどの変化があ  
りましたが、前回の経験を少し  
は生かすことができました。本  
号では、新執行部を中心に、今  
期1年間の運営を担う中心メン

バーの方々をご紹介させてい  
ただきました。次回は秋季シ  
ンポジウムを中心にご案内す  
る予定です。お楽しみに！

広報部長 泉 昌宏